平成２７年（フ）第６８号
三重県伊賀市一之宮153番地の１　アルボル２－202、前住所三重県伊賀市希望ヶ丘東２丁目７番28号
債務者　浅野フラビオこと　ＡＳＡＮＯ　ＦＬＡＶＩＯ
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１０３０号
京都市右京区西院坤町98　プチシャンポール302、住民票上の住所京都市西京区山田猫塚町14番地　ローファス小島308号室
債務者　松本　年史
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６０号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　３棟503号、前住所京都府久世郡久御山町佐山双栗53番地２　ラポート双栗501号
債務者　光嶋　和美
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７９号
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427京都朝日会館９階
債務者　香水　靖香
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６３号
兵庫県加古川市尾上町養田1498番地の４、従前の住所兵庫県加東市上中３丁目47番地　サンエルディム102号
債務者　栗原　竜也
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８０号
松江市馬潟町366番地12
債務者　松村　賢治
１　決定年月日時　平成27年12月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８１１号
広島市安佐南区祇園１丁目24番２－406号
債務者　久村　由香
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３２号
広島市安佐南区高取北１丁目22番14－301号
債務者　若井　聖子（旧姓福間）
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３６号
広島市南区旭２丁目17番37－407号
債務者　佐久間幸代
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７０７号
福岡県春日市一の谷５丁目47番地２　向野コーポ103号
債務者　中尾　亜依
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３３号
福岡県春日市一の谷５丁目47番地２　向野コーポ103号
債務者　中尾　信行
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７４４号
福岡市東区松島１丁目10番23号
債務者　田中　一昭
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７５７号
福岡県春日市紅葉ヶ丘西２丁目１番地
債務者　田口ヨシヱ
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７５８号
福岡市西区下山門団地21番503号
債務者　都合　朋子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７６２号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目12番１－305号、前住所福岡県糸島市志登337番地２　中嶋方
債務者　橋本　昭文
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７６３号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目10番６号　エスポワール203号、前住所福岡市博多区竹下５丁目26番10－102号
債務者　山下　喜博
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部